

福島第一原子力発電所 第4号機

平成19年度（第22回）定期事業者検査の実施状況について

平成20年7月

東京電力株式会社

目 次

1. 定期事業者検査の概要	1
2. 定期事業者検査の工程	2
3. 定期事業者検査等の結果	2
4. 主要改造工事等の概要について	9
5. 定期事業者検査中に発生した主な不具合について	9
6. 定期事業者検査中に実施する主要トラブル水平展開工事	10
7. その他	11
8. まとめ	12

1. 定期事業者検査の概要

(1) 定期事業者検査の実施状況

4号機（第22回）定期検査及び定期事業者検査は、平成20年3月28日から平成20年8月21日の間（並列は平成20年7月20日、開始から並列まで115日間）の予定で実施しています。

定期事業者検査（本書では以下の内容を総称して「定期事業者検査」という）では、原子炉施設、タービン施設等の定期的な点検、法定定期事業者検査の実施、法定定期検査の受検、定期安全管理審査の受審を行うとともに、燃料の一部取替、改造・取替工事を実施し、設備及び機能の健全性・信頼性の維持向上に努めました。

実施にあたっては「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2003）」及び「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2003）」を適用規格として、社内で定めた品質マネジメントシステム文書である「原子力品質保証規程」、「保守管理基本マニュアル」、「検査及び試験基本マニュアル」等に基づき、各検査毎に定期事業者検査要領書を作成して定期事業者検査を実施しています。また、合わせて原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構による定期検査を受検しています。

これまでに定期事業者検査153*件を実施するとともに、定期検査23*件を受検し、いずれの検査結果も技術基準へ適合していることが確認されています。また、定期安全管理審査13*件を受審しています。

今回の定期事業者検査の具体的な実施内容は以下のとおりです。

- a. 原子炉施設、タービン施設法定定期検査
- b. 原子炉施設、タービン施設等に関する定期的な点検及び定期事業者検査
- c. 燃料集合体の取替（136体）
- d. 主要改造工事等
 - ・サプレッションチェンバストレーナ取替工事
 - ・蒸気タービン低圧内部車室（C）取替工事
 - ・原子炉残留熱除去系配管取替工事

*平成20年7月2日時点

(2) 定期事業者検査中に発生した主な不具合の処置状況について

定期事業者検査中に発生した不具合に対しては、その都度原因を究明し、再発防止対策を実施しています。

今回の定期事業者検査の実施期間中に発生した主なものは次のとおりです。

- 圧力抑制室における点検作業状況について
- 作業員の負傷について

(3) 定期事業者検査中に実施する主要トラブル水平展開工事

当所及び他発電所で発生した不具合に対しても、同様な事象発生を未然に防止するための対策を実施しています。

- ・ N I S A 文書「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」に基づく検査
- ・ N I S A 文書「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」に基づく検査
- ・ N I S A 文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に基づく検査
- ・ N I S A 文書「福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応について」を踏まえ、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構が実施する検査用計器の厳格な確認に対応

2. 定期事業者検査の工程

(1) 定期事業者検査の期間

(添付資料 2-1 参照)

	計 画	実績 (一部予定)	差
開 始 日	平成 20 年 3 月 28 日	平成 20 年 3 月 28 日	0 日
並 列 日	平成 20 年 7 月 20 日	平成 20 年 7 月 20 日*1	0 日
定期事業者検査終了日	平成 20 年 8 月 21 日	平成 20 年 8 月 21 日*1	0 日
並列までの期間	115 日間	115 日間	0 日
定期事業者検査終了迄の期間	147 日間	147 日間	0 日

*1：平成20年7月7日時点での予定を示す。

(2) 定期事業者検査期間の変更経緯

今回の定期事業者検査は、平成 20 年 3 月 28 日に開始し、上記予定で進めており順調に進捗しています。

<当初計画；平成 20 年 2 月 22 日申請>

自 平成 20 年 3 月 28 日

至 平成 20 年 8 月 21 日 (総合負荷性能検査予定)

並列は平成 20 年 7 月 20 日 (開始から並列まで 115 日間)

3. 定期事業者検査等の結果

(1) 定期事業者検査の結果

(添付書類 3-1 参照)

今回の定期事業者検査においては、電気事業法第 55 条に基づく定期事業者検査 195 件を実施するとともに、これら定期事業者検査のうち 58 件について同法第 54 条に基づく定期検査の受検を予定しています。また、13*件について同法第 55 条に基づく定期安全管理審査を受審しています。

*平成 20 年 7 月 2 日時点

これまでの検査の結果では、全ての検査項目において経済産業省令に定められている技術基準に適合していることを確認しています。

なお、平成 20 年 7 月 2 日までの実績としては、起動前に実施する定期事業者検査として 189 件のうち 153 件が終了し、定期検査としては 52 件のうち 23 件が終了しています。

(平成 20 年 7 月 2 日現在)

項目	検査総数	終了した検査数
定期事業者検査	195	153
定期検査	58※1	23※1
定期安全管理審査	—	13 件※2

※ 1：定期事業者検査のうち保安院又は機構が定期検査を実施した検査数

※ 2：定期安全管理審査を受審している検査数

今回の定期事業者検査は、平成 15 年 10 月の政省令改正に伴う検査制度に基づくものであり、4 号機の定期事業者検査としては 3 回目となりますが、適切な検査を実施するためこれまでの経験を生かし次のような取り組みを実施してきました。

a. 定期事業者検査工程の作成、調整

定期検査の工程作成にあたっては、燃料交換、点検周期に基づいた定期的な機器等の点検、定期検査及び定期事業者検査、サプレッションチェンバストレーナ取替工事や蒸気タービン低圧内部車室（C）取替工事等の修理・改造工事に必要な日数を確保するとともに、これらの作業が効率よく実施できるよう作業の順序を決めています。

定期検査工程の検討については、定期検査開始前より工程に対して支配的な作業の制約条件（作業日数、作業エリア等）について工程調整会議（平成 19 年 6 月 4 日より開催）を開催し協力企業間及び協力企業と当社関係部門において調整を行った上で、主要な作業の工程を決定しました。また、それ以外の作業についても主要な作業工程の検討と同様に工程調整会議において、各作業の内容、作業に必要な期間、作業条件、検査日程等の詳細な事項について協力企業間及び協力企業と当社関係部門において調整を行いました。

定期検査中の工程管理については、日々の工事管理の中で協力企業と当社関係部門が調整・確認を行うとともに、各作業を実施する協力企業とそれを主管する当社グループとの間で週 1 回開催される工程調整会議（平成 20 年 3 月 25 日より開催）において、協力企業と当社関係部門が一堂に会して、作業の進捗と週間予定を確認し、計画との差異が生じた場合には必要に応じて工程の調整・変更を実施しています。

また、設備の不具合やトラブルが発生した場合には、その都度協力企業と当社関係部門で工程調整を実施し、不具合箇所等を確実に是正するために必要な日数を確保した上で作業を実施することとしています。

(2) 主要な機器等の点検結果

a. 原子炉関係

(a) 原子炉再循環系配管等の点検状況

原子炉再循環系配管等については、8箇所の溶接線について供用期間中検査の計画に従い超音波探傷試験を実施し、ひび等の異常がないことを確認しました。

また、応力改善をしていない47箇所の溶接線については、原子力安全・保安院の指示文書に基づき供用開始後5年(運転年数)を経過した時期から10年を超えない期間で点検することとしており、今定期検査では2箇所の溶接線について超音波探傷試験を実施し、ひび等の異常がないことを確認しました。

(添付資料3-2)

(b) 主蒸気逃がし安全弁

主蒸気逃がし安全弁全数について分解点検を実施し、弁体、弁座、弁棒、バネ等に傷、割れ等がないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認しました。また、漏えい検査及び機能・性能検査を実施し健全性を確認しました。

(c) 主蒸気隔離弁

原子炉格納容器内側の主蒸気隔離弁2台(A・B)について、分解点検を実施し、弁体、弁座、弁棒等に傷、割れ等がないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認しました。

組み立て後は、全数(内側4台、外側4台)について漏えい検査を行い、漏えい率が許容値以内であることを確認しました。また、全数について機能検査を実施し健全性を確認しました。

(d) 制御棒駆動機構

制御棒駆動機構137本のうち25本について分解点検を実施し、ピストンチューブ及びインデックスチューブ等に傷、割れ等がないことを目視検査により確認しました。

また、全数(137本)について機能検査を実施し健全性を確認しました。

(e) 原子炉再循環ポンプ

原子炉再循環ポンプ(A)(B)について、メカニカルシールの取替えを実施後、試運転を実施し健全性を確認しました。

(f) 非常用予備発電装置

非常用予備発電装置について、点検計画に基づき機関の本格点検(非常用ディーゼル機関A(18気筒のうち4気筒))(非常用ディーゼル機関B(18気筒のうち2気筒))及び付属機器(燃料弁、始動弁、始動用電磁弁など)の点検を実施した結果、異常は認められず良好でした。

今後、自動起動検査を実施し健全性を確認します。

(g) 廃棄物処理設備

点検計画に基づくポンプ及び弁類、タンク及び電気・計装品の点検、サンプルピットの点検清掃を実施した結果、異常は認められず良好でした。

(h) 計測制御設備

原子炉保護系、非常用炉心冷却系統等の重要な計器類及び中性子計測設備の点検調整を実施し健全性を確認しました。また、検査用計器等の妥当性確認を実施しました。

(i) 放射線管理設備

プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタについて、線源校正を含む点検調整及び検査用計器等の妥当性確認を実施しました。

(j) 原子炉格納施設

第 22 回定期事業者検査で実施した原子炉格納容器漏えい率検査は、本店原子力運営管理部文書「福島第一原子力発電所 1 号機原子炉格納容器漏えい率検査における不正を踏まえた 17 プラントの厳格な検査の結果並びに今後の取り組みについて」（平成 16 年 8 月）に基づき、JEAC4203-2004（電気技術規程－原子力編－原子炉格納容器の漏えい率試験規程）の要求事項を十分理解した上で、検査に係る実施箇所が責任を持って計画・実行し、この実施に係る過程の中で必要な品質を作り込み、自らが検査することによって品質を確認し漏えい率検査の目的を果たすことを基本として実施しました。

原子炉格納容器漏えい率検査については、検査事前準備として平成 20 年 4 月 3 日から計器調整やバウンダリ構成等の準備作業を進め、平成 20 年 6 月 26 日よりバウンダリ構成を実施しました。この事前準備作業を経て 7 月 1 日より原子炉格納容器内を規定圧力まで上昇させ、7 月 3 日にデータの採取を行いました。

主要工程	計器調整等 準備作業	バウンダリ 構成	加圧、漏えい 確認	漏えい率測定	復旧
日程	4/3～	6/26～6/30	7/1～7/3	7/3	7/3～7/7

原子炉格納容器漏えい率検査結果は、判定基準である 1 日当たり 0.45%以下を満足することを確認しました。

	実施日時	平均漏えい率	判定値
データ (6時間)	7月3日 8:00～14:00	0.043 %/日*1	0.45 %/日以下

* 1 : 95%信頼限界 (上の限界)

b. タービン関係

(a) タービン本体

タービン本体は、今回は法定定期検査であり、各部の開放点検手入れを実施しました。

なお、今定期検査においては低圧タービン(C)内部車室の取替を実施しました。プラント起動後、性能の確認(使用前検査及び定期事業者検査)を実施します。

(b) 復水器

復水器は、水室側(海水側)、排気室側(蒸気側)とも内部点検清掃を実施した結果、異常は認められず良好でした。

また、水室側については、冷却管の渦流探傷検査の結果を踏まえ、3本/43,092本(6水室全本数)について閉止栓を実施しました。

なお、これまでの全閉止栓本数は471本で、許容閉止栓本数2,526本に対し十分な余裕があります。

(c) 復水ポンプ

高圧復水ポンプ(B)(C)及び低圧復水ポンプ(A)は、分解点検を実施した結果、異常は認められず良好でした。また、試運転を実施し健全性を確認しました。

(d) 給水ポンプ

タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)(B)の分解点検を実施し、ポンプの主軸、羽根車等にき裂、変形、その他の欠陥のないことを浸透探傷検査および目視検査により確認しました。

また、電動機駆動原子炉給水ポンプは試運転を実施し健全性を確認します。

なお、タービン駆動原子炉給水ポンプは、プラントの起動時に試運転を実施し健全性を確認します。

c. 配管減肉関係

配管減肉管理については、当社配管減肉管理指針に基づき実施しています。今回の定期事業者検査は配管減肉管理指針改訂3に基づき289部位の配管肉厚測定を実施し異常のないことを確認しました。

なお、配管減肉管理指針については、平成17年2月18日付けの経済産業省の指示文書^{※1}に基づく余寿命評価の見直し^{※2}及び小口径配管の測定方法等の見直しを行い、改訂3（平成17年9月12日施行）が最新版になっています。

（添付資料3-3）

※1：経済産業省平成17年2月18日付け平成17・02・16原院第1号「原子力発電所の配管減肉管理に対する要求事項について」

※2：今回測定最小肉厚箇所の前回測定値との比較による余寿命評価方法から、今回測定最小肉厚箇所に今回測定の最大減肉率を適用して算出する余寿命評価方法に見直しました。

また、平成19年11月30日付け「原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項について」（平成19・11・29原院第3号）の指示^{※3}に基づき、平成20年5月30日に報告した再評価により余寿命が5年未満となった40部位については、今回の定期検査において配管肉厚測定を実施し、余寿命が5年以上であることを確認しました。

※3：肉厚測定は1回のみ部位について、原子力安全・保安院の指示に基づき余寿命を再評価し、余寿命が5年未満の場合は配管の取替計画と取替までの点検計画を報告すること。

d. 発電機関係

発電機の一般点検及び相分離母線の点検を実施しました。

なお、プラントの起動時に主発電機総合機能検査を実施し健全性を確認します。

e. 設備総合

(a) 総合負荷性能検査

起動して一定時間プラントを運転した後に諸データを採取し、プラントの諸機能が正常に作動し、安定した状態で連続運転ができることを確認します。

f. その他

(a) 原子炉再循環系配管等の応力腐食割れ対策及び点検状況

原子炉再循環系配管等については、周方向継手102箇所のうち55箇所について応力腐食割れ対策を実施していますが、47箇所については応力腐食割れ対策を実施していません。

この47箇所については、供用開始後5年（運転期間）を経過した時期から5年毎に100%点検を行います（原子力安全・保安院指示文書[※]）。

今回の定期事業者検査での点検状況については、3.(2)a.(a)参照。

※：経済産業省 平成15年4月17日付け 平成15・04・09原院第4号

「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」

(b) 炉心シュラウド他の点検状況

炉心シュラウド他については、炉心シュラウドの補修部及びジェットポンプ、炉心スプレースパージャ、炉心スプレイ配管について遠隔目視検査を行い、ひび等の異常がないことを確認しました。

(添付資料 3-4)

今後も、原子力安全・保安院指示文書等に基づき、目視点検を実施します。

* 1 : 経済産業省 平成 18 年 3 月 23 日付け 平成 18・03・20 原院第 2 号

「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」

* 2 : 経済産業省 平成 15 年 4 月 17 日付け 平成 15・04・09 原院第 4 号

「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」

* 3 : 社団法人 日本機械学会

「発電用原子力設備規格 維持規格 (2004 年版) JSME S NA1-2004」

(c) 漏えいの疑いのある燃料の調査結果について

平成 19 年 6 月 14 日、燃料集合体から放射性ガスの漏えいの徴候が確認されたため、6 月 15 日よりプラントの出力を約 45 万キロワットまで降下させ、漏えいの疑いのある燃料集合体の範囲を特定する作業を行いました。その結果、6 月 18 日、漏えいの疑いのある範囲を特定したことから、その付近の制御棒 4 本を全挿入とした後、6 月 19 日よりプラントの出力上昇を開始し、監視強化を行いながら運転を継続しました。

今回の定期検査において、平成 20 年 4 月 14 日に漏えいの疑いのある燃料集合体を特定し、5 月 20 日に当該燃料集合体の外観目視点検を行った結果、損傷箇所は確認されなかったことから、今回の漏えいは偶発的な要因により発生したものと推定しました。

当該燃料集合体は使用済燃料として扱い、再使用しないこととしました。

(添付資料 3-5)

(d) 高経年化対策の長期保全計画に基づく点検について

4 号機については、国のガイドラインにもとづき、機器・構造物の健全性について評価を行い、平成 19 年 10 月 11 日、高経年化技術評価および長期保全計画を報告書としてとりまとめ、経済産業省に提出しました。

その後、国の立入検査等による審査が行われ、その中での指摘事項について報告書を変更し、平成 20 年 3 月 7 日に提出し、3 月 24 日に経済産業省から、高経年化技術評価および長期保全計画について、妥当であるとの審査結果が公表されました。

今定期検査において高経年化対策の長期保全計画に基づく点検は実施してい

ませんが、国の審査結果を踏まえた報告書にもとづき、運転開始から30年を迎える次回の定期検査より計画的に実施します。

4. 主要改造工事等の概要について

(1) サプレッションチェンバストレーナ取替工事

非常用炉心冷却系ポンプの安全上の裕度向上を図るため、非常用炉心冷却系ストレーナ（炉心スプレイ系、原子炉残留熱除去系）を大容量ストレーナに取替えを行いました。

また、使用前検査を受検し、所定の流量が確保できることを確認しました。

（添付資料4-1）

(2) 蒸気タービン低圧内部車室（C）取替工事

低圧タービン（C）の内部車室について、予防保全対策として内部車室をより耐浸食性に優れた材質の車室に取替えました。

なお、今後使用前検査を受検し、健全性を確認します。

（添付資料4-2）

(3) 原子炉残留熱除去系配管取替工事

ポンプ入口配管の合流部について、強度・耐震性向上を図るため、取替えを行いました。

また、使用前検査を受検し、所定の流量が確保できることを確認しました。

（添付資料4-3）

5. 定期事業者検査中に発生した主な不具合について

(1) 圧力抑制室における点検作業状況について

平成20年4月11日、定期検査中の4号機圧力抑制室において、グレーチング片（長さ約50cm×幅約7cm×高さ約2cm）を発見し回収しました。

現場確認結果、発見箇所上部の圧力抑制室内にある歩行用の床（グレーチング）の一部に隙間があり、発見されたグレーチング片とほぼ一致しており、前定期検査の水中カメラによる確認時（平成19年3月）に当該グレーチング片は発見されていないことから、これ以降に落下した物と推定しました。

また、これまでに圧力抑制室内プール水浄化、ストレーナ取替、クラッド（鉄さび等）回収、圧力抑制室内点検を終了し、異常のないことを確認しました。

なお、上記作業では、テープ片、ネジ、木くず等（合計11個）を発見・回収しました。

4号機は前回の定期検査において圧力抑制室の点検作業を実施していますが、圧力抑制室の確認しにくい部位に付着していたものが移動してきたものと推定しています。引き続き異物混入防止対策を徹底してまいります。

(2) 作業員の負傷について

①タービン建屋1階における負傷について

平成20年3月28日、タービン建屋1階において、足場材を積載した台車の移動作業をしていた作業員が右手の指を負傷しました。

診察の結果、右手中指圧挫創・末節骨骨折、右手薬指爪下血腫と診断されました。

確認の結果、当該作業員は台車の先導をしていましたが、通路に設置された防火扉の枠の段差を乗り越える際、助勢しようとして手を差し出したところ、扉の枠と台車の取っ手との間に指を挟み負傷したことがわかりました。

本事例については、所内および協力企業（保全協議会、安全推進協議会を通じて）に周知し、注意喚起を行いました。

②タービン建屋オペフロにおける負傷

平成20年6月19日、タービン建屋オペフロにおいて、蒸気タービン外部ケーシングを点検していた作業員が左手の指を負傷しました。

診断の結果、左母指脱臼骨折と診断されました。

確認の結果、当該作業員は、共同作業員とともに4本の支柱で鋼製カバーを支えるため、1本の支柱を両手で支えていましたが、共同作業員が支えていた支柱が長かったために、天井クレーンで吊った鋼製カバーを降ろす際に接触してしまい、そのはずみで鋼製カバーが回転しました。

そのため、当該作業員が鋼製カバーを抑えようと支柱から右手を離れたところ、左手だけで支柱を支えきれなくなり、隣に置いていた鋼製カバーとの間に左手親指を挟み、負傷したことがわかりました。

対策として、支柱で支える際は、2人一組で作業を行うとともに、鋼製カバーを降ろしてから支柱を挿入し、高さの調整を実施するように作業手順を見直しました。

本事例については、所内および協力企業（保全協議会、安全推進協議会を通じて）に周知し、注意喚起を行いました。

6. 定期事業者検査中に実施する主要トラブル水平展開工事

(1) N I S A文書「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」に基づく検査

炭素鋼及び低合金鋼等のオリフィス下流部、エルボ、ティー管、レジャーサ、曲管等の配管に対して非破壊検査を実施しました。これらについては配管肉厚測定検査(R1)、配管肉厚測定検査(T1)として289部位の検査を実施しました。

(3. (2) c. 配管減肉関係参照)

(2) N I S A文書「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」に基づく検査

原子炉冷却材圧力バウンダリを構成するSUS316L系材を用いた原子炉再循環系配管等の溶接継手部に対して非破壊検査を実施しました。これらについては「クラス1機器供用期間中検査(R1)」で実施しひび等の異常がないことを確認しました。

(3) N I S A文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に基づく検査

当文書に基づく試験方法で非破壊検査を実施しました。これらについてはクラス1機器供用期間中検査(R1)、クラス2機器供用期間中検査(R1)、クラス3機器供用期間中検査(R1)、クラスMC容器供用期間中検査(R1)で実施しひび等の異常がないことを確認しました。

また、炉心シュラウドの補修部について目視検査を実施しました。これらについては炉内構造物検査(P1)で実施し、ひび等の異常がないことを確認しました。

(4) N I S A文書「福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応について」に基づく検査

N I S A文書を踏まえ、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構が実施する検査用計器の厳格な確認に対応しました。

また、定期事業者検査に用いる本設計器及び仮設計器について、測定対象が適切に計測されていることを確認しました。

なお、計測には影響を与えない図書の誤記等については、適切に是正処置を行いました。

7. その他

(1) 不適合処理について

不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として、平成15年2月に制定し、(現マニュアル名称「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」)不適合報告方法の改善等を含めた不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は不適合管理委員会にて決定しています。

4号機において、平成20年3月28日～平成20年7月2日までに発生した不適合事象は合計335件(発電所全体1237件)で、公表基準区分Ⅲ以上のものは計2件(発電所全体10件)となっており、再発防止対策を含め処理を進めています。

(添付資料7-1)

(2) 不適合管理の予防措置等について

福島第一原子力発電所では個々の不適合処置について、不適合管理委員会の決定に基づき、その不適合事象を分類コード表(現象, 原因, 対策)に従って分類し、分析・評価して継続的改善につなげることとしており、繰り返し発生している不適合やプラント運転中、定期事業者検査中の不適合発生状況比較などの分析および是正処置、予防処置の評価確認を行っています。

また、不適合事象の繰り返しの防止するため、注意すべき不適合事象を発電所各協力企業が集まる保全協議会、放射線管理者連絡会、品質保証推進連絡会等で報告することとしています。

今後も不適合事象データの分析評価を行い、予防処置の抽出等、継続的な改善を図っていくこととします。

8. まとめ

4号機（第22回）定期事業者検査は、平成20年3月28日から実施しており、これまでの実施状況は、予定している定期事業者検査195件のうち153*件が終了し、全て技術基準に適合していることを確認しています。

*平成20年7月2日時点

4号機は平成15年10月の政省令改正に伴う検査制度に基づく定期事業者検査を適用したプラントとして、3回目の定期事業者検査をこれまでの経験を生かし実施中です。

また、当所1号機、5号機の可燃性ガス濃度制御系流量計の不具合及び1号機における復水器海水出入口温度測定データの不適切な取扱いに鑑み、定期事業者検査に使用している検査用計器、定期事業者検査の検査対象である計器及びプロセス計算機について厳格な適切性の確認を実施しています。

復水器出入口海水温度の件に関しては、今定期検査の停止期間においてプロセス計算機の補正項の削除を実施しました。

定期事業者検査の実施にあたっては、今後とも検査員に対して検査経験を積ませ、検査対応の習熟度を向上させて行くとともに、さらに継続して改善を積み重ね、検査制度の主旨に沿った適切な対応ができるように努めてまいります。

今回の定期事業者検査中において発生した不具合に対しては、その都度原因を究明し、再発防止対策を実施してきました。

これらを含めて、発電所運営の中で発生した不適合は、全て「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合管理委員会にて不適合事象の区分を決定し、是正処置や水平展開を反映しています。

また、発生した不適合は、全て福島第一原子力発電所のホームページで公表しています。今後とも、発生した不適合については適切に処置するとともに、ホームページ等を通じて、迅速に公表していきます。

以上